

令和6年建設業法改正対応 住宅リフォーム工事請負契約約款の解説

リフォーム工事の請負契約に重要な法令である建設業法の改正が令和2年10月から施行されています。さらに、労務費へのしわ寄せ防止として契約前のルールや契約後のルールがより厳格化された改正建設業法が令和6年から順次施行されています。建設業法以外にも令和2年4月に民法改正、令和4年6月に特定商取引法の改正及び石綿障害予防規則の改正など、リフォーム工事を取り巻く社会状況が以前にもまして厳しくなっております。

本セミナーは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、住宅リフォーム工事の契約や約款を「建設業法」、「特定商取引法」等に照らし合わせ、分かりやすく解説いたします。

日時

令和8年2月20日(金)

14:00 ~ 16:00 (開場 13:40)

会場

TKP ガーデンシティ PREMIUM
名古屋新幹線口 7階
バンケットルーム 7B
(定員: 90名)

〒453-0015

愛知県 名古屋市中村区椿町 1-16

井門名古屋ビル 7階

JR 東海道本線

名古屋駅 太閤通口 徒歩 3分



講義内容

1. 工事請負契約約款の目的
2. 住宅リフォーム工事請負契約書について
3. 約款の内容について
4. 特定商取引法について

受講料

無料

犬塚浩弁護士プロフィール

◆略歴◆

(学歴) 1986年 3月 慶應義塾大学 法学部 法律学科 卒業

1990年 11月 司法試験合格

(職歴) 1993年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)

(弁護士会歴)

2008年 4月 ~ 2009年 3月 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長

2012年 4月 ~ 2013年 3月 第二東京弁護士会副会長

2015年 4月 ~ 現在 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員

(日本弁護士連合会歴)

2014年 6月 ~ 現在 日弁連住宅紛争審査会運営委員会委員

(官公庁、その他法律に基づく委員歴)

国土交通省住宅局市街地建築課「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」委員

(同) 「マンション敷地売却・建替えに関する専門家相談等PT」座長

(民間団体歴) 一般財団法人ベターリビング評議員 (現)



下記アドレスからお申し込みください。

<https://forms.gle/WSPYEYyvMKU4gwsB6>



■主催：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

お問い合わせ先：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 TEL03-3556-5430